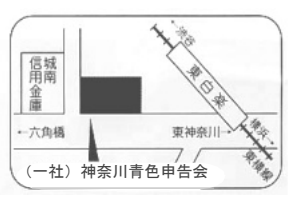




発行所
一般社団法人神奈川青色申告会
 横浜市神奈川区西神奈川
 2-9-11 4F
 TEL 045-433-5221
 FAX 045-433-8403
 E-mail aoiro-k@sirius.ocn.ne.jp



| 確定申告結果報告 | | |
|--------------------------------|-------|---|
| 指導会場来所者数 | 3,447 | 名 |
| 所得税申告書提出件数 | 2,453 | 件 |
| うちe-Tax送信件数 | 1,517 | 件 |
| 青色申告特別控除65万円適用件数 (貸借対照表作成者) | 1,157 | 件 |
| 消費税申告書提出件数 | 273 | 件 |
| うちe-Tax送信件数 | 191 | 件 |
| 青色申請提出件数 | 309 | 件 |
| 入会者数 | 214 | 名 |

平成29年分
確定申告無事終了いたしました！

所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税確定申告にご協力ありがとうございました。

平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告が3月15日、消費税及び地方消費税の確定申告が4月2日をもって無事終了いたしました。

確定申告期間中、ご協力いただきました会員の皆様、そして青色コーナーや無料申告相談会場受付等ご担当された役員の皆様、本会指導会場での個別相談及び代理送信にご派遣いただきました東京地方税理士会神奈川支部の先生方に感謝申し上げます。ありがとうございます。

陽春の候、一般社団法人神奈川青色申告会の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成二十九年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告におきましては、滞りなく終了することができました。これも皆様方の多大なるご支援の賜物と心から感謝申し上げます。

貴会におかれましては、青色コーナーへの従事、税理士会が行う無料申告相談の案内、e-Taxの利用勧奨、申告書等へのマイナンバーの記載など多岐にわたりご協力いただきました。

特に青色コーナーでは、多くの来場者の方に、青色申告の勧奨、懇切丁寧な記帳方法の説明等、適正申告に向けてご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

私どもといたしましては、貴会との更なる連携・協調に努めて参りたいと考えております。今後、平成三十一年十月からの消費税率改正に伴い実施されます「消費税軽減税率制度」の定着に向けた周知及び広報等においても、皆様方の一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人神奈川青色申告会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。



神奈川税務署長

横 谷 邦 昭

確定申告終了のごあいさつ

～ 新しく入会された皆様へ～

- 青色申告に必要なこと

青色申告をされている方は、日々の取引の状況を記録（記帳義務）し、また、取引に伴って作成したり受け取ったりした書類を保存（保存義務）する必要があります。
- ①記帳義務・・・記帳方法には次の2種類があります。
 1. 複式簿記・・・現金や預金の出入りだけではなく、資産や負債の動きも同時に記録するため経営成績と財政状態を適切に把握することができ、損益計算書と貸借対照表を作成することができる組織的な簿記。（青色申告特別控除最高65万適用）
 2. 簡易簿記・・・売上、仕入、経費の動きを中心に記録する比較的容易に記帳することができる単式簿記。（青色申告特別控除最高10万適用）
- ②保存義務・・・青色申告者は帳簿、決算書、原始記録など種類別、且つ、日付順に整理して7年間（一部5年間）保存しなければなりません。
- 個別による記帳指導を随時受け付けております。

新しく入会していただいた会員の皆様を対象に記帳指導会を開催しております。お気軽にお越しください。

| | | |
|-----|------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 会 場 | (一社) 神奈川青色申告会事務局 | 午前9時～11時、午後1時～4時 受付 |
| | 港北出張所（毎週月曜日のみ） | 午前10時～11時、午後1時～2時 受付 |
| 持ち物 | 平成29年分確定申告書、青色申告決算書（収支報告書）、事業用通帳、青色申告承認申請書、現在記帳している帳簿、平成30年分領収書、売上明細 等 | |



提出された青色申告決算書・確定申告書が間違っていたら・・・

確定申告書を提出した後で、申告した内容に計算誤りなどの間違いがあることに気付いた場合、うっかり申告を忘れてしまった場合、申告、訂正が必要です。次の方法で訂正することができます。

●税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「**更正の請求**」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められたときは、納めすぎた税金が還付されます。

期 間

更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

手 続

更正の請求書に必要事項を記入して、所轄の税務署に提出してください。更正の請求書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。（事務局にも用意してあります。）

<忘れてしまいがちな例>

経費（消費税、事業税納付金額等）の計上漏れ、納税者が負担している扶養家族の国民年金の控除漏れ、医療費控除や扶養（配偶者）、寡婦、障害者等の人的控除漏れ 等・・・

●税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「**修正申告**」をして正しい税額に訂正してください。なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日までに延滞税と併せて納付してください。

期 間

修正申告は税務署長から更正を受けるまではいつでもできます。ただし、納める税額には法定納期限（平成29年分の所得税は平成30年3月15日（木）、消費税及び地方消費税は平成30年4月2日（月））の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかる場合がありますので、できるだけ早く申告、納付するようにしてください。また、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、新たに過少申告加算税がかかる場合があります。

手 続

修正申告書に必要事項を記入して、所轄の税務署に提出してください。修正申告書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。（事務局にも用意してあります。）

<誤ってしまいがちな例>

売上から差し引かれている源泉税の売上計上漏れ、経費の重複計上、専従者給与を取っているのに扶養（配偶者）控除を受けている、103万円以上の給与収入があった扶養家族を扶養（配偶者）控除してしまった、等・・・

●確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならないのに、申告することを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。確定申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といいます。期限後申告をしたり、申告をしないために税務署長から決定を受けたりすると、無申告加算税がかかる場合があります。なお、期限後申告によって納める税額は、申告書を提出する日までに延滞税と併せて納めてください。

もう一度ご確認を!!

消費税及び地方消費税の**申告**はお済みですか？

平成27年の課税売上高が1,000万円を超えた方は・・・

平成29年分の消費税及び地方消費税の申告と納税が必要になります。

（注）平成29年分の課税売上高が1千万円を下回る場合でも申告と納税が必要となります。

◎提出及び納付期限 **平成30年4月2日（月）**

また、消費税は法定記載事項が記入された帳簿と請求書等の両方の保存が必要です。再度ご確認ください。

※更正の請求、修正申告、期限後申告、消費税の申告手続などについて、ご不明な点がございましたら国税庁ホームページをご覧ください。

神奈川県税務署からのお役立ち情報！(vol.13)

納めた税金は、必要経費になりますか？

まずは、こんな質問から・・・

Q 今年はじめて消費税の確定申告をした個人事業主です。消費税の税額が発生し、納付をしました。納めた消費税は、必要経費になりますか。また、今年は事業税も納めることになりそうです。事業税も必要経費になりますか。

A 収入や必要経費に消費税を含めて所得税の確定申告をしている方は、消費税の確定申告をした場合、申告した年の必要経費になります。
事業税も通知が来た年の必要経費になります。

具体的な取扱いは以下のようになります・・・



| | |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 必要経費になる | <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告した消費税等(税込経理方式で、所得税の申告をしている場合) ・事業税・固定資産税・自動車税・不動産取得税・登録免許税・印紙税などの税金 ・青色申告会・商工会議所・商工会・協同組合・同業者組合・商店会などの会費や組合費 <p>業務に関連していない支払は必要経費にはなりません。また、仕事にも使用しているマイカーの自動車税のような場合は、走行距離・使用日数などによって業務の遂行上必要である部分を明らかに区分し、事業に使用した分のみが必要経費になります。</p> <p>※※ 帳簿では、「租税公課」の勘定科目を使います。※※ (例) 平成30年3月30日 租税公課 150,000 / 現金 150,000 摘要 平成29年分消費税</p> |
| 必要経費にならない | <p>所得税・住民税・天引きされた源泉所得税・相続税・国税の加算税・延滞税・町内会費・罰金・過料・国民健康保険税・国民年金の保険料などは、必要経費にはなりません。</p> <p>国民健康保険税と国民年金は必要経費にはなりませんが、社会保険料控除に含めて税金の対象から差し引くことができます。</p> <p>※※ 帳簿では、「事業主貸」の勘定科目を使います。※※ (例) 平成30年3月15日 事業主貸 50,000 / 現金 50,000 摘要 平成29年分所得税</p> |

えっ！！ハンバーガーショップで、持ち帰りにするとお店で食べるより安くなるって、本当？



詳しく知りたい方は、是非ご来場ください。

消費税軽減税率制度説明会のご案内（予約優先）

日時： 平成30年6月6日(水) 14時～15時
場所： 神奈川県税務署 2階大会議室
予約連絡先 神奈川県税務署 法人課税第2部門 電話045-544-0141(代表)
 ※ 税務署にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。
 ※ 駐車場は限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。

●無料法律・税務相談会

(毎月第1火曜日)

弁護士・税理士先生があなたの悩みをお答えします。

●開催日程

6月 5日 (火)



●会 場 事務局 3F (東白楽)

●時 間 PM1:00~PM3:00 迄

●電話番号 433-5221 (予約制)

相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。事前に、事務局までお電話いただきますようお願いいたします。

●港北出張所開設日

毎週月曜日開設

受 付 10時~11時・13時~14時迄

電話番号 070-5593-2028 (PHS)

(開設日以外はつながりません)

開設日

5月 7日(月)・14日(月)・21日(月)

6月 4日(月)・11日(月)・18日(月)・25日(月)

※5月28日は総会の為、お休みとさせていただきます。



事業主の皆さん!労働保険に加入していますか?

労働者を一人でも雇っている事業主は労働保険(雇用保険・労災保険)に加入しなければなりません。当会は労働保険事務組合の認可を受けております。事務組合に委託するメリットの一つとして、労災保険に加入できない事業主も、労災保険に特別加入することができるようになります。併せてご利用ください。(委託事務手数料は雇っている労働者数により決まります。月額1,575円~)

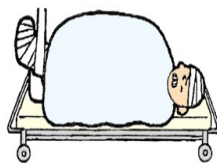
また、当会では、建設業の一人親方労災保険特別加入(政府労災)の申し込みもできます。

加入、申込やご不明な点は、担当までお気軽にお問い合わせ下さい。

一般社団法人神奈川青色申告会労働保険事務組合・建設業組合

電話 045-433-5221

担当 岩瀬 まで



《事務局より》

5月28日(月)は第6回定時総会開催のため、12時までの業務とさせていただきます。ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。(港北出張所はお休みとさせていただきます。)

第6回定時総会開催の案内
日 時 平成30年5月28日(月)
受 付 午後3時
開 会 午後3時30分

会 場 新横浜グレイスホテル
4階「シャロット」

※総会終了後、5時より懇親会を予定しています。
(懇親会会費3,000円)

AGC(ア)カ

1月

5日~22日

年末調整指導会

5日~22日

決算準備指導会

9日

無料法律・税務相談会

9日

役員研修会

10日

会長副会長会議

12日

県連賀詞交歓会

17日

県連事務局長会議

23日~2月15日

八者会賀詞交換会

24日

早期提出指導会

30日

理事会

2日・5日・6日

青色コーナー担当者研修会

7日~9日

下田町公会堂特別指導会場開設

3日

優先予約専用日開始

2日

税理士会無料相談会場受付応援

7日

土曜日予約専用日開始

13日・15日・16日

神奈川区役所

13日~15日

税理士会無料相談会場受付応援

13日~15日

慶応大学協生館

16日~3月15日

農業部会確定申告指導会

16日~3月15日

青色コーナー開設

19日・20日・21日

確定申告指導会

28日

農業部会確定申告指導会

16日~4月2日

優先予約専用日終了

16日

消費税申告指導会

19日

女性部役員会

26日

県連理事会

29日

会長・副会長会議

